

介護老人保健施設 聖母の家
介護予防短期入所療養介護サービス

重要事項説明書及び利用契約書

<ご利用者名>

様

介護老人保健施設 介護予防短期入所サービス

重要事項説明書

1. 施設の概要

1) 施設の名称等

施設名 介護老人保健施設 聖母の家 (介護保険事業者番号福岡県 4052280080)
設置主体 社会医療法人 雪の聖母会
代表者 社会医療法人雪の聖母会 理事長 井手義雄
開設年月日 平成7年4月17日
所在地 福岡県久留米市津福本町387-1
電話番号 (0942) - 34 - 3573 FAX (0942) - 34 - 4165
施設管理者 樗木 浩朗

2. 施設入所サービス事業の目的 ・ 運営方針

1) 事業の目的

当施設は、要支援状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、療養生活の質の向上及びご利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2) 運営方針

基本理念として、社会医療法人雪の聖母会の理念である「愛の精神」を基に「話し合い、助け合い、慈しみ合い」などの基本精神で高齢者の方に「安らぎ」と「生きがい」を与えることを目的として運営を行なっています。利用者に対して、それぞれの個性、ADL 状況等を尊重しながら、リハビリテーション、レクリエーションなどを行い、家庭への復帰を目指しています。

3) 職員体制 (入所)

当施設の従事者の職種および員数は定員数に対し次に掲げる数を配置する。

職種	配置人員数 (常勤換算)
・ 医師	1名以上
・ 薬剤師	0.3名
・ 看護職員	10名以上
・ 介護職員 (介護福祉士が80%以上)	24名以上
・ 理学療法士・作業療法士等	2名以上
・ 支援相談員	1名
・ 計画担当介護支援専門員	1名以上
・ 管理栄養士	1名
・ 事務職員	1名

4) 入所定員 100名

多床室 27室 91名
個室 (特別室含む) 9室 9名

3. 介護予防短期入所療養介護サービス内容

- ① 介護予防短期入所療養介護サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練 (リハビリテーション・レクリエーション)
- ⑦ 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 相談援助サービス

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関（歯科医療機関）を協力医療機関と定め、ご利用者の状態が急変した場合等に施設長診察の後、必要に応じて速やかに対応を依頼するようにしています。

＜協力医療機関・協力歯科医療機関＞

- ・聖マリア病院（所在地：福岡県久留米市津福本町422）

＜協力医療機関＞

- ・内藤病院（所在地：久留米市西町1169-1）
- ・花畑病院（所在地：久留米市西町914）

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知機、防火扉、シャッター、非常通報装置、漏電火災報知機、非常用電源
- ・防災訓練 年2回

6. 施設利用にあたっての留意事項

- ① 面会に関しては、感染症対策等を鑑み施設が定める面会方法にてご面会を行っていただきます。
- ② 現金、貴重品類は原則として所持していただかないようお願いいたします。お持込の私物（眼鏡・義歯・補聴器等を含む）は、ご本人・ご家族の責任において管理して頂くのが原則です。それらの破損、紛失などにつきましては責任を負いかねます。
- ③ 介護予防短期入所中は外泊できません。
- ④ 洗濯物は、原則として御家族の方でお願いします。
- ⑤ 介護予防短期入所中は他医療機関での受診・検査・与薬は原則としてできません。急変時および状態の変化等に応じて、施設長の判断により協力医療機関である聖マリア病院へ紹介を致します。なお、その場合には、介護予防短期入所療養介護サービスを中止して受診して頂くこととなりますので、予めご了承下さい。
- ⑥ ご利用者の状態が急変した場合は、原則聖マリア病院にて対応しますが、病院入院と同時に当施設は退所となります。場合によってはご家族へのご連絡が後になることもありますので、予めご了承下さい。
- ⑦ ご利用者の心身等の状態の変化時や、感染症が発生した場合等のやむを得ない理由によりお部屋を移動していただく場合がありますのでご了承下さい。
- ⑧ 当施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。
- ⑨ 施設利用中は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。栄養状態は利用者の心身の状態に影響を与えるため、管理上、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

7. 禁止事項

- ①当施設では、多くの方に安心して療養生活をおくって頂くために、暴行、暴言、誹謗中傷、騒音等の迷惑行為、窃盗などの犯罪行為、営利行為、宗教活動、特定の政治活動を禁止いたします。
- ②当法人の敷地内は禁煙となっております。またハサミ・ナイフ類や発火の恐れのある物品を施設内に持ち込むことは禁止いたします。
- ③利用者及び利用者家族による職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。
 - ・身体的暴力（身体的な力により危害を及ぼす行為）
例：物を投げつける、たたく、唾を吐く等
 - ・精神的暴力（個人の尊厳や人格を傷つけたり貶める行為）
例：大声を発する、怒鳴る、威圧的に文句を言い続ける、理不尽な要求をする等
 - ・セクシャルハラスメント（性的誘いかけ・嫌がらせ、好意的な態度の要求等）
例：必要もなく体を触る、あからさまに性的な話しをする等

8. 施設サービス相談・苦情・個人情報・利用料金に関する相談窓口

施設サービスに関する相談やその他の苦情、個人情報に関わる相談など、施設サービス利用に関する相談は下記の窓口で対応いたします。

【当施設相談窓口】

1. 苦情処理責任者 施設長
2. 窓口担当者 支援相談員・介護支援専門員・事務員
連絡先 電話：0942-34-3573
FAX：0942-34-4165
住所：久留米市津福本町387-1 聖母の家 1階事務室内
3. ご利用時間 月曜日～土曜日 8：30～17：00
4. ご利用方法 電話及び面接

【その他相談窓口】

- ・福岡県国民健康保険連合会 電話：092-642-7859
 - ・福岡県運営適正化委員会 電話：092-915-3511
 - ・久留米市役所介護保険課 電話：0942-30-9247（認定・給付・苦情等の介護保険全般）
 - ・〃 長寿支援課 電話：0942-30-9038（権利擁護・成年後見等の高齢者支援）
- ※ その他の地域にお住まいの方は、当施設若しくは県・市区町村へお問い合わせ下さい。

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施年月日	令和 年 月 日
		実施した評価機関	***
		評価結果の開示状況	***
	2. なし		

9. サービス利用料金及び利用者負担

- ① 利用料金は次頁以降のとおりです。
- ② 利用者の選定による自己負担金に関しては、別紙1：利用者の選定による自己負担金に関する承諾書にて同意を得ることとします。
- ③ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行します。支払い方法は原則、口座引落としとし、引落としに係る手数料は利用者及び身元引受人の負担とします。
但し、やむを得ない事情の場合、施設窓口での現金によるお支払いも可能です。その際は請求月の末日までに支払うものとします。
- ④ 施設サービス費・食費・居住費及び加算料金は医療費控除の対象となります。

9.介護予防短期入所サービス利用料金

施設類型 **在宅強化型**

負担割合 **1割負担**

所得段階 1段階 ※非課税世帯(生活保護受給者等)

1日あたりの基本料金の概算(①施設サービス費+②食費+③居住費)

	①施設サービス費		+	②食費	+	③居住費(水光熱費+室料の基本額相当)	=	1日あたりの合計金額
要支援1	多床室	769	+	300	+	0	=	1,069
	個室	729				550		1,579
要支援2	多床室	931				0		1,231
	個室	875				550		1,725

所得段階 2段階 ※非課税世帯(年金収入等が年額80万円以下)

1日あたりの基本料金の概算(①施設サービス費+②食費+③居住費)

	①施設サービス費		+	②食費	+	③居住費(水光熱費+室料の基本額相当)	=	1日あたりの合計金額
要支援1	多床室	769	+	600	+	430	=	1,799
	個室	729				550		1,879
要支援2	多床室	931				430		1,961
	個室	875				550		2,025

所得段階 3段階① ※非課税世帯(年金収入等が年額80万超120万円以下)

1日あたりの基本料金の概算(①施設サービス費+②食費+③居住費)

	①施設サービス費		+	②食費	+	③居住費(水光熱費+室料の基本額相当)	=	1日あたりの合計金額
要支援1	多床室	769	+	1,000	+	430	=	2,199
	個室	729				1,370		3,099
要支援2	多床室	931				430		2,361
	個室	875				1,370		3,245

所得段階 3段階② ※非課税世帯(年金収入額が年額120万円超)

1日あたりの基本料金の概算(①施設サービス費+②食費+③居住費)

	①施設サービス費		+	②食費	+	③居住費(水光熱費+室料の基本額相当)	=	1日あたりの合計金額
要支援1	多床室	769	+	1,300	+	430	=	2,499
	個室	729				1,370		3,399
要支援2	多床室	931				430		2,661
	個室	875				1,370		3,545

所得段階 4段階 ※課税世帯

1日あたりの基本料金の概算(①施設サービス費+②食費+③居住費)

	①施設サービス費		+	②食費	+	③居住費(水光熱費+室料の基本額相当)	=	1日あたりの合計金額
要支援1	多床室	769	+	1,630	+	825	=	3,224
	個室	729				1,905		4,264
要支援2	多床室	931				825		3,386
	個室	875				1,905		4,410

- 上記の基本料金の概算のほかに、サービス提供内容によって発生する各種加算料金(5ページ参照)が加算されます。
- 二人部屋・個室等をご利用する場合は居住費とは別途に「特別な室料」(5ページ参照)が追加発生いたします。
- 施設サービス費には夜勤職員配置加算+在宅復帰支援機能加算+サービス提供体制加算(注1)を含みます
 ※注1 下記の基準に適合した施設として、入所者全員に加算されます
 - ①夜勤職員配置加算(24円/日)・・・夜勤を行う職員の勤務条件を満たしている施設
 - ②在宅復帰・在宅療養支援機能加算(51円/日)・・・在宅復帰・在宅療養支援機能が一定の水準を満たした場合
 - ③サービス提供体制加算 I (22円/日)・・・介護職員のうち介護福祉士が80%以上配置されている施設

1 割負担

各種加算		
個別リハビリテーション実施加算	240円/日	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合。
送迎加算	184円/片道	送迎を行うことが必要と認められる方に対して送迎を行った場合。
療養食加算	8円/日	厚生労働大臣が定める療養食(特別な疾患が対象)を提供した場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症行動・心理症状が認められる方で、それにより在宅での生活が困難と医師が判断した方の緊急受入を行った場合。(7日を上限)
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症患者やその家族に対する支援をする目的にて、対象の方の受入を行った場合。
総合医学管理加算	275円/日	医療ニーズに対し治療管理を目的に施設医師が診療方針を定め必要な診療、検査等を行い、退所時にかかりつけ医に情報提供を行った場合(10日を限度)
緊急時治療管理	518円/回	入所者の病状が重篤かつ救命救急医療が必要となった場合に、緊急的な治療管理を行った場合。
生産性向上推進体制加算	10円/月	介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減などの生産性の向上に資する取組を行っている場合。(基準に適合した施設として、利用者全員に月に1回のみ加算されます)
介護職員等処遇改善加算IV	所定単位数 × 4.4% × 1割	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している施設に加算。

実費負担

自己負担(介護保険対象外の費用)			
食費	1,630円/日	朝食/380円、昼食/680円(おやつ代含む)、夕食/570円	
居住費(多床室)	825円/日	光熱水費相当	
居住費(個室)	1,905円/日	室料+光熱水費相当	
特別な室料 (課税対象)	二人部屋	550円/日(税込)	面積や設備など特別な居住環境に関する追加的費用 (占有面積: 8.56~8.91㎡・テレビ・電気使用料込み)
	個室	1,100円/日(税込)	"/ (占有面積: 16.26~17.25㎡・テレビ・電気使用料込み)
	特別室	2,200円/日(税込)	"/ (占有面積: 14.04㎡・トイレ・テレビ・電気使用料込み)
日用消耗品費	100円/日	ボディソープ・シャンプー・リンス・おしぼり等日常生活に必要な物品など施設で準備したものを使用した場合	
教養娯楽費	50円/日	クラブ活動等の材料、コピー・写真・色紙など教養娯楽の物品に係る費用	
口座引落手数料	50円/回	利用料支払いにおいて銀行引落を利用する際に発生する手数料。(1回100円の内50円を負担して頂きます)	
文書料(課税対象)	1,100円~6,600円	交付文書により金額が異なります。(例: 領収証明書1100円)。事前にご確認ください。	
電気器具使用料(課税対象)	33円/日(税込)	個人専用の電気製品を持たされた場合(1品につき・多床室利用のみ)	
理美容代	実費	理美容サービスをご利用された場合	
その他	実費	クラブ活動における手工芸材料等の個人用の材料代の実費、イベント時の食券代。	

※特別な室料・電気料については、別途「承諾書」「使用許可願い」をご提出頂きます。

施設類型について

介護老人保健施設は要介護者等に対しリハビリ等を提供し在宅生活を支援する施設です。

在宅療養支援やリハビリテーション専門職等の配置など、在宅復帰・在宅療養支援機能を一定水準有する施設は【基本型】として分類されます。さらに重度の要介護者を多く受入れ、手厚い体制で支援し在宅復帰の実績が高い施設は【在宅強化型】に分類されます。

施設類型

在宅強化型

負担割合

2割負担

1日あたりの基本料金の概算(①施設サービス費+②食費+③居住費)

	①施設サービス費		+	②食費	+	③居住費(水光熱費+室料の基本額相当)	=	1日あたりの合計金額
要支援1	多床室	1,538	+	1,630	+	825	=	3,993
	個室	1,458				1,905		4,993
要支援2	多床室	1,862				825		4,317
	個室	1,750				1,905		5,285

□ 上記の基本料金の概算のほか、サービス提供内容によって発生する各種加算料金(下記参照)が加算されます。

□ 二人部屋・個室等をご利用する場合は居住費とは別途に「特別な室料」(下記参照)が追加発生いたします。

□ 施設サービス費には夜勤職員配置加算+在宅復帰支援機能加算+サービス提供体制加算(注1)を含みます

※注1 下記の基準に適合した施設として、入所者全員に加算されます

①夜勤職員配置加算(48円/日)・・・夜勤を行う職員の勤務条件を満たしている施設

②在宅復帰・在宅療養支援機能加算(102円/日)・・・在宅復帰・在宅療養支援機能が一定の水準を満たした場合

③サービス提供体制加算 I (44円/日)・・・介護職員のうち介護福祉士が80%以上配置されている施設

各種加算

項目	単価	説明
個別リハビリテーション実施加算	480円/日	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行なった場合。
送迎加算	368円/片道	送迎を行うことが必要と認められる方に対して送迎を行った場合。
療養食加算	16円/回	厚生労働大臣が定める療養食(特別な疾患が対象)を提供した場合。(1食毎)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	400円/日	認知症行動・心理症状が認められる方で、それにより在宅での生活が困難と医師が判断した方の緊急受入を行なった場合。(7日を限度)
若年性認知症入所者受入加算	240円/日	若年性認知症患者やその家族に対する支援をする目的にて、対象の方の受入を行なった場合。
総合医学管理加算	550円/回	医療ニーズに対し治療管理を目的に施設医師が診療方針を定め必要な診療、検査等を行い、退所時にかかりつけ医に情報提供を行った場合(10日を限度)
緊急時治療管理	1,036円/回	入所者の病状が重篤かつ救命救急医療が必要となった場合に、緊急的な治療管理を行った場合。
生産性向上推進体制加算	100円/月	介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減などの生産性の向上に資する取組を行っている場合。(基準に適合した施設として、利用者全員に月に1回のみ加算されます)
介護職員等処遇改善加算IV	所定単位数×4.4%×2割	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している施設に加算。

自己負担(介護保険対象外の費用)

食費	1,630円/日	朝食/380円、昼食/680円(おやつ代含む)、夕食/570円	
居住費(多床室)	825円/日	光熱水費相当	
居住費(個室)	1,905円/日	室料+光熱水費相当	
特別な室料 (課税対象)	二人部屋	550円/日(税込)	面積や設備など特別な居住環境に関する追加的費用(占有面積:8.56~8.91㎡・テレビ・電気使用料込み)
	個室	1,100円/日(税込)	"(占有面積:16.26~17.25㎡・テレビ・電気使用料込み)
	特別室	2,200円/日(税込)	"(占有面積:14.04㎡・トイレ・テレビ・電気使用料込み)
日用消耗品費	100円/日	ボディソープ・シャンプー・リンス・おしぼり等日常生活に必要な物品など施設で準備したものを使用した場合	
教養娯楽費	50円/日	クラブ活動等の材料、コピー・写真・色紙など教養娯楽の物品に係る費用	
電気器具使用料(課税対象)	33円/日(税込)	個人専用の電気製品を持込まれた場合(1品につき・多床室利用のみ)	
口座引落手数料	50円/回	利用料支払いにおいて銀行引落を利用する際に発生する手数料。(1回100円の内50円を負担して頂きます)	
文書料(課税対象)	1,100円~6,600円(税込)	交付文書により金額が異なります。(例:領収証明書1100円)。事前にご確認ください。	
理美容代	実費	理美容サービスをご利用された場合	
その他	実費	クラブ活動における手工芸材料等の個人用の材料代の実費、イベント時の食券代等。	

※特別な室料・電気料については、別途「承諾書」「使用許可願い」をご提出頂きます。

施設類型

在宅強化型

負担割合

3割負担

1日あたりの基本料金の概算(①施設サービス費+②食費+③居住費)

	①施設サービス費		+	②食費	+	③居住費(水光熱費+室料の基本額相当)	=	1日あたりの合計金額
要支援1	多床室	2,307	+	1,630	+	825	=	4,762
	個室	2,187				1,905		5,722
要支援2	多床室	2,793				825		5,248
	個室	2,625				1,905		6,160

□ 上記の基本料金の概算のほか、サービス提供内容によって発生する各種加算料金(下記参照)が加算されます。

□ 二人部屋・個室等をご利用する場合は居住費とは別途に「特別な室料」(下記参照)が追加発生いたします。

□ 施設サービス費には夜勤職員配置加算+在宅復帰支援機能加算+サービス提供体制加算(注1)を含みます

※注1 下記の基準に適合した施設として、入所者全員に加算されます

①夜勤職員配置加算(72円/日)・・・夜勤を行う職員の勤務条件を満たしている施設

②在宅復帰・在宅療養支援機能加算(153円/日)・・・在宅復帰・在宅療養支援機能が一定の水準を満たした場合

③サービス提供体制加算Ⅰ(66円/日)・・・介護職員のうち介護福祉士が80%以上配置されている施設

各種加算

項目	単価	説明
個別リハビリテーション実施加算	720円/日	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行なった場合。
送迎加算	552円/片道	送迎を行うことが必要と認められる方に対して送迎を行った場合。
療養食加算	24円/回	厚生労働大臣が定める療養食(特別な疾患が対象)を提供した場合。(1食毎)
認知症行動・心理症状緊急対応加算	600円/日	認知症行動・心理症状が認められる方で、それにより在宅での生活が困難と医師が判断した方の緊急受入を行なった場合。(7日を限度)
若年性認知症入所者受入加算	360円/日	若年性認知症患者やその家族に対する支援をする目的にて、対象の方の受入を行なった場合。
総合医学管理加算	825円/回	医療ニーズに対し治療管理を目的に施設医師が診療方針を定め必要な診療、検査等を行い、退所時にかかりつけ医に情報提供を行った場合(10日を限度)
緊急時治療管理	1,554円/回	入所者の病状が重篤かつ救命救急医療が必要となった場合に、緊急的な治療管理を行った場合。
生産性向上推進体制加算	30円/月	介護ロボットやICT等のテクノロジーを導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減などの生産性の向上に資する取組を行っている場合。(基準に適合した施設として、利用者全員に月に1回のみ加算されます)
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位数×4.4% ×3割	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している施設に加算。

自己負担(介護保険対象外の費用)

食費	1,630円/日	朝食/380円、昼食/680円(おやつ代含む)、夕食/570円	
居住費(多床室)	825円/日	光熱水費相当	
居住費(個室)	1,905円/日	室料+光熱水費相当	
特別な室料(課税対象)	二人部屋	550円/日(税込)	面積や設備など特別な居住環境に関する追加的費用(占有面積:8.56~8.91㎡・テレビ・電気使用料込み)
	個室	1,100円/日(税込)	"(占有面積:16.26~17.25㎡・テレビ・電気使用料込み)
	特別室	2,200円/日(税込)	"(占有面積:14.04㎡・トイレ・テレビ・電気使用料込み)
日用消耗品費	100円/日	ボディソープ・シャンプー・リンス・おしぼり等日常生活に必要な物品など施設で準備したものを使用した場合	
教養娯楽費	50円/日	クラブ活動等の材料、コピー・写真・色紙など教養娯楽の物品に係る費用	
電気器具使用料(課税対象)	33円/日(税込)	個人専用の電気製品を持込まれた場合(1品につき・多床室利用のみ)	
口座引落手数料	50円/回	利用料支払いにおいて銀行引落を利用する際に発生する手数料。(1回100円の内50円を負担して頂きます)	
文書料(課税対象)	1,100円~6,600円(税込)	交付文書により金額が異なります。(例:領収証明書1100円)。事前にご確認ください。	
理美容代	実費	理美容サービスをご利用された場合	
その他	実費	クラブ活動における手工芸材料等の個人用の材料代の実費、イベント時の食券代。	

※特別な室料・電気料については、別途「承諾書」「使用許可願い」をご提出頂きます。

介護サービスの利用者負担

介護サービスを利用する時は、原則として費用の**1割～3割**を利用者が負担し、残りは介護保険より給付されます。負担割合については【介護保険負担割合証】の負担割合記載欄をご確認ください。

施設サービスの利用

利用者負担 = 介護サービス費（1割～3割） + 食費 + 居住費 + 日常生活費

食費・居住費の利用負担は施設と利用者の契約により決まります。

- 食費…食材料費+調理コストに相当する費用（※栄養管理は介護保険給付対象）
- 居住費…施設の利用代（減価償却費）+電気・ガス・水道などの光熱費に相当する費用

食費・居住費の負担を軽くするために

低所得の方は、利用が困難とならないよう、申請により軽減される場合があります。軽減を受けるには、お住まいの市町村への申請が必要となります。

※負担限度額認定には有効期限があり、毎年更新の申請手続きが必要です。

所得段階	食費	居住費		負担限度額対象の要件
		個室	多床室	
1段階	300円	550円	0円	・本人及び世帯全員が市民税非課税 ・生活保護または老齢年金を受給している方 ・預貯金等資産が一定額以下の方
2段階	600円	550円	430円	・本人及び世帯全員が市民税非課税 ・年金収入等が年額80万円以下の方 ・預貯金等資産が単身650万円、夫婦1,650万円以下の方
3段階①	1,000円	1,370円	430円	・本人及び世帯全員が市民税非課税 ・年金収入等が年額80万円超120万円以下の方 ・預貯金等資産が単身550万円、夫婦1,550万円以下の方
3段階②	1,300円	1,370円	430円	・本人及び世帯全員が市民税非課税 ・年金収入等が年額120万円以上の方 ・預貯金等資産が単身500万円、夫婦1,500万円以下の方

預貯金・資産の範囲	提出必要なもの
預貯金	通帳の写し
有価証券	口座残高の写し
投資信託	口座残高の写し
現金・タンス預金	自己申告
金・銀等時価評価額が把握できる貴金属	口座残高の写し

年金収入等について…公的年金（非課税年金含む）+その他の合計所得金額

負担限度額の対象となる施設

介護保険3施設（特別養護老人ホーム・介護保険施設・介護医療院）

ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）

※通所介護や通所リハビリの食費は対象となりません。

特例減額措置について…課税世帯でも負担軽減措置の対象となる場合があります。

詳細はお住まいの市区町村へお尋ねください

介護老人保健施設「聖母の家」介護予防短期入所療養介護サービス

利用契約書

(契約の目的)

第1条 介護老人保健施設「聖母の家」(以下、当施設という)は、要支援状態と認定された
様(以下、利用者という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って看護、医学
的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行なうことにより、利用
者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における
生活への復帰を目的とし、介護予防短期入所サービスを提供します。一方、利用者及び利用者の身元引受人は、
当施設に対し、提供されたサービスの対価として料金を支払うこと及び介護予防短期入所サービス利用に関し
て必要事項を取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 本契約は、令和 年 月 日から令和 年 月 日とします。但し、次の場合は
契約期間中であっても新たに同意を得る事とします。

- ① 利用者の身元引受人に変更があった場合。
- ② 本契約書及び重要事項説明書の改定が行われた場合。
- ③ 利用終了となり契約解除となった後、再度契約を締結する場合。
- ④ 利用者が要介護認定において要介護と認定された場合

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てること
ができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本契約上、当施設に対して負担する一切の債務を、極度額30万円の範囲内
で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が本サービス提供中に体調不良等となり医療機関受診や入院が必要な場合、受診や入院に
係る手続等が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 介護予防短期入所利用を解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死
亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者が
いる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又重要事項説明書に定める禁止事項や背信行為、
反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人
に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書の場合はこの
限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、
これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額
に関する情報を提供します。
- 6 利用者が、自らの判断により本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じる時は身元引受人
が責任をもって対処するものとします。

(利用者からの契約解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより本契約に基づく介護予防短期入所サ
ービスの利用を解除、終了することができます。なお、この場合、利用者及び身元引受人は、速やかに
当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とし
ます)

- 2 身元引受人も前項と同様に短期入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場
合は、この限りではありません。

(当施設からの契約解除)

第5条 当施設は利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合に該当する時は、本契約に基づく介護予防短期入所サービスの利用を解除、終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において要介護状態と認定された場合
- ② 利用者が入院・入所等になった場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が変化又は著しく悪化し、当施設の介護予防短期入所サービスの提供範囲を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び身元引受人が本契約に基づく利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにも関わらず催告の日より30日以内に支払われない場合。
- ⑤ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑥ 利用者または身元引受人が当施設、当施設の職員または他の利用者等に対して、重要事項説明書に定める禁止事項を含む窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合
- ⑦ 天災、災害、騒乱、施設・設備の故障、公務所からの命令その他やむを得ない理由により当施設を利用できない場合
- ⑧ 当施設がやむを得ない事情によって施設を閉鎖または縮小する場合
- ⑨ 利用者が法令の規定により拘束された場合

(サービス計画の作成・変更)

第6条 当施設は、計画担当介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という）を指定し、利用者のための「介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護サービス計画」（以下「介護予防短期入所サービス計画」という）を作成させます。

- 2 介護支援専門員は利用者が入所時、速やかに介護予防短期入所サービス計画を作成します。
- 3 当施設は、「重要事項説明書」に記載した施設の提供するサービスの内、入所後に作成する「介護予防短期入所サービス計画」に沿ってサービスを提供します。
- 4 利用者はいいつでも介護支援専門員に対して「介護予防短期入所サービス計画」の変更をするように申し出ることができます。
- 5 介護支援専門員は「介護予防短期入所サービス計画」または「介護予防短期入所サービス計画の変更案」を作成した段階で利用者及び身元引受人に対し、その内容を説明し同意を得ます。

(個人情報の保護・管理及び記録)

第7条 当施設は、利用者の個人情報に関する保護・管理については「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号。以下個人情報保護法という）及び「社会医療法人雪の聖母会 個人情報保護方針」（以下プライバシーポリシーという、【別紙1】【別紙2】参照）に規定する方法で行います。

- 1 利用者の情報提供・収集について、介護保険関連の行政機関・居宅介護支援事業者・その他関係する介護保険事業者及び医療機関等との連携を行います。
- 2 下記項目に関しては、プライバシーポリシーに明示した個人情報の利用目的の追加として、予め利用者から特段の申出のない限り、同意をいただいたものとして取り扱います。
 - ① ①レクリエーションや行事の際に当施設が撮影した写真の掲示や機関誌及び当法人のホームページや公式 SNS 等への掲載、利用者が作製した作品の展示。
 - ② オンライン面会を利用される場合、申込みの際して取得する個人情報は当目的以外に使用することはありません。なおオンライン面会にあたりインターネット回線を使用いたします
 - ③ サービス担当者会議の開催にあたり、インターネット回線を使用したオンライン参加やテレビ電話を行うことがあります。
 - ④ 当施設では利用者の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関する人感センサーを使用するシステムの使用を行います。センサーにつきましては画像や音声記録は残りません。センサーによる察知を安全上の使用目的の範囲で行い、センサーにより得た情報についてはプライバシーポリシーに規定する目的以外で使用することはありません。
- 3 当施設は、利用者の介護予防短期入所サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。

- 4 当施設は利用者及び身元引受人が記録の閲覧、謄写を求めた場合には個人情報保護法及びプライバシーポリシーに規定する方法に従って対応します。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 5 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 6 個人情報の保護・管理に関してこの条に規定していない事項については、個人情報保護法、プライバシーポリシーおよび介護保険法令ならびに関連諸法令の定めるところによります。

(守秘義務)

第8条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族などに関する情報について、正当な理由なく第三者に漏らしません。

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

(身体拘束及び行動制限)

第9条 当施設は原則として利用者に対し身体的拘束により利用者の行動を制限しません。但し、利用者自身または他の利用者、職員等の第三者の生命・身体に危険が及ぶ恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載し利用者又は身元引受人に文書による同意を得るものとします。また利用者・家族等より、身体拘束等の行動制限を前提とした対応の依頼があった場合、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得ることに努め、「転落予防」「ケガの予防」が目的であっても「抑制をしない介護」を目指します。

- 2 当施設では身体抑制を廃止し、活動的な療養生活を送ることを目標としています。そのために身体抑制廃止に伴って生じる転倒や誤嚥、その他の事故の危険性から利用者を守るための取り組みを行っております。しかし、最善の努力をもってなお、下記のような事故により受傷し、場合によっては重篤な状態変化をきたす可能性があることを、利用者及び身元引受人は理解しています。
 - ① 歩行時の転倒、車いすやベッドからの転落等が起こる可能性。また、その結果、骨折や脳障害等に至る可能性。
 - ② 食べ物を飲み込む力や嚥む力が衰えてくることで誤嚥する可能性。また、その結果、窒息や肺炎等に至る可能性。その他、偶発的かつ予測のできない事態が起こる可能性。
- 3 利用者及び身元引受人は、事故の危険性を軽減するために日常生活上での事故の危険性に関する情報については随時、知りえる限りの情報を当施設に提供するものとします。

(虐待の防止等)

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置。
- 2 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合は上記指針に従い速やかに市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

(緊急時対応)

第11条 当施設は利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合は、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼する事があります。

- 2 前項に規定するほか、短期入所サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び身元引受人が指介護予定する者に対し、緊急に連絡を行います。

(事故発生時対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、事故防止及び事故発生時対応に関する指針に従い、速やかに利用者の身元引受人等・保健所・市町村等関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

2 施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合は、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

(利用料金)

第13条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく介護予防短期入所サービスの対価として、重要事項説明書に定める利用料金を当施設に支払う義務があります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し利用月の翌月に所定の方法により請求書を交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

4 上記利用料金が契約期間中に介護保険法令及び関係諸法令の規定により改定された場合は改定後の利用料金が適用されます。なお、この場合当施設は利用者ならびに保護者（家族）に対して説明をするものとします。

(契約終了後の退所と援助)

第14条 本契約終了後、当施設は居宅介護支援事業者またはその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、利用者の生命・健康に支障のないよう円滑な退所援助を行います。

(要望・苦情の申出)

第15条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する介護予防短期入所サービスに対しての要望または苦情等について、支援相談員・介護支援専門員・事務員に申し出る事ができます。また、備え付けの用紙にて所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(裁判管轄)

第16条 当施設と利用者若しくは身元引受人の間で本契約に関し紛争がある時は当施設の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする事に予め合意します。

(賠償責任)

第17条 本契約に基づき当施設が提供する介護予防短期入所サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者又は身元引受人は、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(契約外及び協議事項)

第18条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより当施設と利用者及び身元引受人が誠意をもって協議して定めることとします。



社会医療法人雪の聖母会 個人情報保護方針 (プライバシーポリシー)

社会医療法人 雪の聖母会(聖マリア病院、聖母の家、聖マリアヘルスケアセンター)では、以下のように個人情報の保護及び匿名加工情報及び加工方法等情報(「匿名加工情報等」)の適正な取扱いに関する方針を定め、患者さん及び御利用者(以下「患者さん」と総称します。)の個人情報の保護・管理、「匿名加工情報等」の取扱いを適切に図ってまいります。

1 法令等の遵守

○当法人は、個人情報の保護に関する日本の法令、医学関連分野の関連指針その他の規範を遵守し、適正に個人情報の保護に努めてまいります。

○当法人は、個人情報保護法その他の法令及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」その他の規程を遵守し、匿名加工情報及び加工方法等情報(「匿名加工情報等」)の適正な取扱いを行います。

2 個人情報の収集および利用

○患者さんの個人情報は、別に定める利用目的の範囲において収集し、その他の目的で収集する場合は、法令の定める場合を除き、利用目的をあらかじめ明らかにした上で行います。

○患者さんの個人情報の利用につきましては、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えての使用はいたしません。また、法令の定める場合を除き、患者さんの同意なく、その情報を第三者に提供いたしません。

- ・患者さんの同意を得た場合
- ・法令に定める例外に該当する場合
- ・個人を識別あるいは特定できない状態(匿名加工情報)に加工して利用する場合

3 個人情報の適正管理

○患者さんの個人情報の管理については、内部規程・ルールの制定や個人情報保護責任者の設置等管理体制の整備などを行い、患者さんの個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざんまたは患者さんの個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

○匿名加工情報等について、漏えい、滅失又はき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、匿名加工情報等を取り扱う従業者や委託先(再委託先等を含む)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

4 個人情報の開示・訂正等について

○患者さんの個人情報について患者さんから開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当法人における規程に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正や利用停止を求められた場合にも、調査を行い適切に対応いたします。

5 職員教育および仕組みの改善

○当法人における個人情報保護の取組及び「匿名加工情報等」の適正な取扱いについては、従業者への教育・研修や関係者への周知徹底を図っていくとともに、個人情報保護に関する内部規程や管理体制等の継続的な改善に努めます。

6 お問い合わせ窓口

○当法人の「個人情報保護に関する取組」、「患者さんの個人情報に関するお問合せや苦情」、「匿名加工情報等の取扱いに関するご質問や苦情」等は、下記の場所にてお受けいたします。

- ・聖マリア病院・聖母の家: 聖マリア病院 外来棟 1階「医療に関する相談窓口」
- ・聖マリアヘルスケアセンター: 聖マリアヘルスケアセンター1階受付

平成30年2月17日 社会医療法人雪の聖母会

※この方針は、患者さんのみならず、当法人の従業者および当法人と関係のあるすべての個人情報についても、上記と同様に取り扱います。

社会医療法人 雪の聖母会における個人情報の利用目的

社会医療法人 雪の聖母会（聖マリア病院、聖母の家、聖マリアヘルスケアセンター）における患者さん、御利用者等の個人情報の利用目的は以下に掲げるとおりです。

1 患者さん、御利用者（以下「患者さん」と総称します。）への医療等の提供に必要な利用目的

(1) 当法人内での利用

- 患者さんに提供する医療・福祉・保健サービス
- 医療保険・介護保険・労災保険等、および公費負担医療に関する事務
- 患者さんに係る管理運営業務のうち、
 - 一入退院等の病棟管理、入退所等の管理
 - 一会計・経理
 - 一質の向上、安全確保、医療事故その他の事故への対応や未然防止等に関する分析・報告
 - 一患者さんへの医療・福祉・保健サービスの向上
- 上記の業務に付随する管理運営業務

(2) 他の事業者等への情報提供

- 当法人が患者さんに提供する医療・福祉・保健サービスに関し、
 - 一他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携（他の医療機関等からの紹介による患者さんの診療経過等を当該医療機関等に報告することがあります）
 - 一他の医療機関等からの照会への回答
 - 一患者さんの診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 一患者さんの御家族等への病状説明
 - 一検体検査業務その他の業務の外部委託
 - 一在宅用医療機器等医療・介護に必要な特別の機器等の提供のための販売者等への情報提供
- 医療保険・介護保険・労災保険等、および公費負担医療に関する事務の委託
- 審査支払機関もしくは保険者、または公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提供
- 審査支払機関もしくは保険者、または公費負担医療に関する行政機関等からの照会への回答
- 事業者等から委託を受けた健康診断の結果の当該事業者等への通知
- 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- 質の向上、安全確保、医療事故への対応や未然防止等のための第三者機関への報告
- 上記の業務に付随する管理運営業務

2 上記以外の利用目的

(1) 当法人内での利用

- 医療・福祉・保健サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 医療従事者（学生を含む）の実習・教育・研修への協力（実習生等が医療等の現場に参加することがあります）
- 当法人の従事者の教育・研修
- 医療・福祉・保健の質の向上を目的とした内部での症例検討・研究
- 医療・福祉・保健に関連する事柄についての患者さん等からの各種御相談等への対応
- 上記の業務に付随する管理運営業務

(2) 他の事業者等への情報提供

○外部監査機関への情報提供

- 学会、研究会、学会誌等での発表・報告等（匿名化を行うか御本人の同意を得て実施）
- 治験、製造販売後臨床試験、製造販売後調査、研究など（関係法令、指針に従い実施）
- 御利用者に対する健康診断等の御案内
- 上記の業務に付随する管理運営業務
- 当法人が作成した匿名加工情報の研究機関や企業研究部門等の第三者への提供
- 当法人が、連帯保証人代行制度を利用する患者さんの債務に関し、総合保証サービス会社と連帯保証契約を締結するための同総合保証サービス会社への情報提供
- 認定匿名加工医療情報作成事業者への情報提供

※上記のうち他の事業者等への情報提供（法令に基づくもの、業務の委託に関するもの等を除きます）の中で、当該情報提供に同意しがたい事項がある場合には、その旨担当窓口までお申し出ください。

お申し出がないときは、同意をいただけたものとして取り扱わせていただきます。

なお、これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることができます。

介護老人保健施設聖母の家

介護予防短期入所利用同意書

介護老人保健施設介護予防短期入所サービスを利用するにあたり、当施設より重要事項説明書及び利用契約書の説明を受け内容に同意した上で契約を締結します。契約の証として、本契約書を2通作成し事業所が記名押印し利用者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

(利用者)

私は、契約書の内容を確認の上で貴事業所の介護サービスの利用を申し込みます。

住所 _____

氏名 _____ 印 (直筆 ・ 代筆)

(身元引受人①)

私は、利用者本人の契約意志を確認し、身元引受人となることに同意します。

住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄 : _____)

(身元引受人②)

住所 _____

氏名 _____ 印 (続柄 : _____)

(事業者)

社会医療法人 雪の聖母会 理事長 井手義雄
福岡県久留米市津福本町387-1
介護老人保健施設 聖母の家 印

説明者 _____ 印

介護老人保健施設聖母の家 利用者の選定による自己負担金に関する承諾書

介護老人保健施設聖母の家のサービスを利用するにあたり、重要事項説明書の利用料金に関して担当者による説明を受けその内容を十分に理解しました。本契約の期間において下記の項目を選択、利用した場合は対価として施設の定める料金を支払うことを承諾いたします。

特別な室料

特別な室料については室料差額となることを了承し居住費とあわせて支払うことを承諾します。

利用契約期間	自己負担金
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 右記の①~③を利用した場合は室料差額が発生します	① 2人部屋 550円/日(税込) ② 個室 1,100円/日(税込) ③ 特別室 2,200円/日(税込)

電気器具使用料

私物の電化製品の使用料として1製品につき33円/日となります。

使用の有無にかかわらず持込期間は使用料が発生することを承諾します。

利用契約期間	自己負担金
令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 お持ち込みがある場合は右記の金額が発生します	33円/日(税込) (例: テレビ・ラジオ・加湿器などの家電製品)

令和 年 月 日

利用者名 _____

(身元引受人)

住所 _____

氏名 _____ (続柄: _____)